

監査の結果に基づく措置状況について

平成28年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成30年 7月 6日

新潟県監査委員 栗 山 和 廣  
 新潟県監査委員 石 井 修  
 新潟県監査委員 横 尾 幸 秀  
 新潟県監査委員 高 橋 猛

監査の種別	平成28年度会計 財政的援助団体等に係る監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
防災局	<p>【公益財団法人柏崎原子力広報センター】</p> <p>1                      一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）施行規則第64条で準用する第45条の規定により、監事は、事業報告及びその附属明細書に係る監査報告を作成する必要があるところ、平成28年度の監査報告に、法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見等が記載されていなかった。                      また、監査報告が法定事項を満たしていないにもかかわらず、平成29年度第一回通常理事会において、当該事業報告等を承認し、評議員会へ報告していた。                      今後は法人法を遵守し、適正な監事監査及び理事会審議を行われたい。</p> <p>2                      法人法第197条で準用する第98条第2項の規定により、同法第91条第2項及び貴センター定款第22条第3項に定める代表理事及び業務執行理事による自己の職務の執行状況の理事会への報告は、実際に理事会を開催して行う必要があるところ、平成25年度から平成29年度にかけて、書面による通知をもって代えていたものがあった。                      今後は法人法を遵守し、適正な理事会審議を行われたい。</p>	<p>1                      平成29年度の当該事業に関して、法人法施行規則第45条の規定を満たす監査報告書を平成30年4月18日に開催した監査会にて作成し、5月2日に開催した第一回通常理事会において承認しました。                      また、理事会の開催日から中14日以上を空けた平成30年5月24日に定時評議員会を開催する予定としていることを法人から報告を受けて確認しております。                      今後とも法人法を遵守した事務手続きを行うよう指導してまいります。</p> <p>2                      平成29年度の当該事業に関して、法人法第91条第2項及び当該法人定款第22条第3項に定める代表理事及び業務執行理事による自己の職務の執行状況の報告（以下、職務執行状況報告という。）を議題とする理事会を平成30年5月2日に実際に開催したことを法人から報告を受けて確認しております。                      また、4ヶ月を超える期間である平成31年2月に職務執行状況報告を議題とする第二回通常理事会を開催する予定としていることを法人から報告を受けて確認しております。                      今後とも法人法を遵守した事務手続きを行うよう指導してまいります。</p>

<p>交通政策局</p>	<p><b>【新潟国際海運株式会社】</b></p> <p>日本海横断航路事業に使用する船舶調達のために、県から3億円の出資を受けているが、その出資目的を達成できないまま、船舶購入契約のデポジット等に係る子会社に対する貸付金91,885,687円、船舶購入準備費用等の子会社への立替金23,048,147円が回収不能になり、また、新潟市からの出資の延期に伴うつなぎ融資にかかる支払利息3,180,226円を支払った。なお、第10期（平成28年9月30日現在）の決算書には、為替差損54,628,285円が計上されている。さらに、その後も船舶売主企業が提起した売買代金等請求に係る訴訟の和解金116,453,700円を支払ったこともあわせ、監査日現在、県民の税金を原資とした県出資金3億円のほとんどが失われていると考えられる。これらの行為は、著しい損害を県に与えることになるものであることから、極めて遺憾であり、強く反省を求めるものである。</p> <p>なお、経済発展が進む中国東北部やロシア極東地域と新潟を結ぶ航路は、本県の拠点性の向上に大きく寄与するものと期待されている。現在、日本海横断航路は就航の目処がたっていない状況であるが、これまで会社が培ってきた日本海対岸諸国とのネットワーク等のノウハウは、県にとっても非常に重要なものであることから、今後、会社を解散・清算するにあたっては、これらを可能な限り県に引き継ぐとともに、会社清算に係る手続を円滑に進められたい。</p>	<p>新潟国際海運株式会社は、平成29年9月30日をもって解散いたしました。県といたしましても、同社に対して出資した3億円のほとんどが毀損したことについて深く反省しているところです。</p> <p>なお、同社の解散にあたりましては、同社が培ってきた国内外の物流業者、荷主、中国・ロシアの専門家との人的ネットワーク等のノウハウをできる限り県に引き継ぎました。また、同社の清算に係る手続については、清算人が円滑に手続を進め、平成30年5月に株主総会で清算が承認され、6月にはすべての清算手続が完了いたしました。</p>
--------------	---	---